

# 県産木材の利用促進等に関する指針

平成30年3月

兵 庫 県

## 《 目 次 》

<b>第 1</b>	<b>県産木材の利用促進等に関する指針の策定</b>	<b>1</b>
1	指針の趣旨	1
2	指針の位置づけ	1
3	指針の期間	1
<b>第 2</b>	<b>県産木材の利用促進等に関する取組方針及び目標</b>	<b>2</b>
1	現状と課題	2
(1)	現状	2
(2)	課題	2
2	取組方針	2
3	推進体制	3
(1)	「ひょうごの木」利用拡大協議会	3
(2)	部会の設置	3
(3)	「ひょうごの木」利用拡大地域協議会	3
4	目標	5
<b>第 3</b>	<b>県産木材の利用及び供給の確保に関する基本的事項</b>	<b>6</b>
1	全ての関係者による主体的な取組	6
2	関係者への周知・普及	6
<b>第 4</b>	<b>県産木材の利用促進等に関する必要な事項</b>	<b>7</b>
1	施策の体系	7
2	施策の内容	8
(1)	県産材の安定供給の推進	8
ア	森林施業の集約化	8
イ	林業事業者の育成強化	8
①	持続可能な林業事業者の育成	8
②	収益性の高い林業経営の推進	9
③	既存事業体の事業拡大と新規参入の促進	9
ウ	林内路網の整備支援	9
エ	高性能林業機械の導入促進	9
オ	主伐・再生林の推進	10
(2)	県産木材の加工流通体制の整備	10
ア	加工施設、流通施設等の整備への支援	10
イ	品質や生産性の向上への支援	10

<b>(3) 県産木材の利用促進</b> . . . . .	<b>11</b>
ア 公共施設等における県産木材の利用の推進 . . . . .	11
イ 県産木材を使用する住宅等の建設の促進 . . . . .	11
① 工務店グループとの協働 . . . . .	11
② 県民等の意識醸成 . . . . .	11
③ 但馬テイポス等の活用 . . . . .	12
ウ 土木資材等新たな分野における利用の促進 . . . . .	12
エ 新たな建築材料の活用及び加工技術等による用途開発の推進 . . . . .	12
① CLTの活用促進 . . . . .	12
② 横架材としての県産スギ材の需要拡大 . . . . .	12
③ 防火地域等での木材利用 . . . . .	12
オ 県産木材の国内外における販路拡大の推進 . . . . .	13
<b>(4) 木質バイオマスの利用促進</b> . . . . .	<b>13</b>
ア 木質バイオマスの製造又は利用をする施設の整備への支援 . . . . .	13
イ 未利用の間伐材等の供給体制の構築 . . . . .	14
① 山土場整備と輸送コストの低減 . . . . .	14
② サプライチェーンの構築 . . . . .	14
③ 収集・運搬システムの構築 . . . . .	14
<b>(5) 県産木材の利用を通じた森づくりの推進</b> . . . . .	<b>15</b>
ア 森林の多面的機能の維持向上 . . . . .	15
① 県民全体で森林を支える仕組み . . . . .	15
② 森林の防災機能等の強化 . . . . .	16
イ 豊かな海の再生に結びつく広葉樹林等の育成への支援 . . . . .	16
<b>(6) 人材の育成</b> . . . . .	<b>16</b>
ア 新規就業者の確保 . . . . .	16
イ 次代の林業を担う人材等の育成 . . . . .	17
ウ 現場技能者等の育成 . . . . .	17
エ 森林所有者や境界の確定等に必要の人材の育成 . . . . .	17
<b>(7) 普及啓発</b> . . . . .	<b>17</b>
ア 県産木材に関する情報の発信 . . . . .	17
<b>(8) 市町に対する支援</b> . . . . .	<b>18</b>
ア 情報の提供等 . . . . .	18
<b>附則</b> . . . . .	<b>18</b>
<b>参考</b> . . . . .	<b>19</b>



# 「県産木材の利用促進等に関する指針」

## 第1 県産木材の利用促進等に関する指針の策定

### 1 指針の趣旨

- (1) 「兵庫県県産木材の利用促進に関する条例（平成29年6月12日施行）」（以下「条例」という。）は、県産木材の利用促進及びそのことを通じた森づくりの施策を総合的かつ計画的に推進し、林業及び木材産業の自立的な発展を図り、もって森林の有する多面的機能の持続的な発揮及び地域創生に寄与するため制定された。
- (2) 条例では、県、市町、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者、その他事業者、県民がそれぞれ役割を果たし相互に連携し、日常生活や事業活動における木材利用の促進に一体となって取り組むこととしている。
- (3) 本指針は、このような考え方のもと、条例第12条の規定に基づき、県産木材の利用促進等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、取組方針、目標及び施策の基本となる事項等を定めたものである。

### 2 指針の位置づけ

本指針は、県の総合計画である「21世紀兵庫長期ビジョン」の農林水産業・農山漁村に関わる分野別ビジョンである「ひょうご農林水産ビジョン」の基本方向及び推進方策を踏まえ、全ての関係者の県産木材の利用促進等に関する行動指針となるべきものである。

### 3 指針の期間

本指針の終期は平成32年度とし、平成32年度に次期5箇年の指針を策定する。また、新たな対応が必要となった場合には、その時点で所要の見直しを行う。

## 第2 県産木材の利用促進等に関する取組方針及び目標

### 1 現状と課題

#### (1) 現状

県内の人工林のうち伐採して利用が可能とされる46年生以上の森林が約7割を占め、森林資源の充実が進む中、県産木材の中核となる加工流通拠点施設の(協)兵庫木材センターや新たな木質バイオマス発電所の稼働に合わせ、低コスト原木供給団地の設定や林内路網の整備を進めてきた。その結果、平成21年度まで減少傾向が続いていた素材生産量が増加に転じ、平成27年度末には361千 $m^3$ となったものの、今後は、人口減少による新設住宅着工戸数の減少が想定されるなか建築用材の需要は伸び悩み、逆に再生可能エネルギーとして木質バイオマス発電等への燃料用材の需要が伸びると想定されている。

#### (2) 課題

このような状況の中で、現在、原木生産を拡大しつつ、植林・保育・伐採・利用の林業生産サイクルが円滑に循環する「資源循環型林業」の構築を目指しているが、今後、木質バイオマス発電等燃料の需要が伸びていく中で、持続可能な林業経営を行うためには、県産木材の建築用材需要の確保と、燃料用材の安定供給により、森林資源を余すことなく活用することが最大の課題となっている。

### 2 取組方針

これらの課題に対応していくため、関係者が責務と役割を持って取り組むという条例の趣旨を踏まえ、県の取組はもとより市町、林業・木材産業関係団体、建築関係団体等による主体的取組を推進するため、「ひょうごの木」利用拡大協議会の新たな組織化により、推進体制を強化して、建築用材と燃料用材の2本柱で、

森林資源を余すことなく活用し、県産木材の利用促進に取り組む方針である。

区 分	取 組 内 容
建築用材	1 県産木造住宅の建築促進
	2 公共施設、民間施設の木造・木質化の推進
	3 身近な暮らしの中での木材需要の拡大
	4 土木資材、産業資材、防災資材等における利用の促進
燃料用材	1 木質バイオマス発電所向け木材需要の推進
	2 木質バイオマスを利用するボイラーやストーブ向け木材需要の推進
普及啓発	1 木育活動を通じた木材利用の普及啓発

### 3 推進体制

#### (1) 「ひょうごの木」利用拡大協議会

県産木材の利用推進のため、川上から川下までの全ての関係者による協議を行い、行動計画を作成し、実行・検証・行動を行う。

#### (2) 部会の設置

県産木造住宅の建築促進、公共施設、民間施設の木造・木質化の推進、木質バイオマス燃料の供給、木育活動の推進を図るため、「ひょうごの木」利用拡大協議会に、①県産木造住宅建築促進部会、②木造・木質化推進部会、③木質バイオマス燃料供給部会、④木育活動推進部会の4つの部会を設置して、計画・実行・検証・行動を行う。

#### (3) 「ひょうごの木」利用拡大地域協議会

各地域の実情に応じた県産木材の利用促進を図るため、各県民局（センター）で必要に応じて構成員を選定し、計画・実行・検証・行動を行う。

# 「ひょうごの木」利用拡大協議会による推進体制

「ひょうごの木」利用拡大協議会（新）	
取組内容	①協議会に設置した各部会や地域協議会の推進目標や課題を共有 ②関係者が総合的に計画・協議・調整を行い、共通認識を持って計画・実行・検証・行動
構成員	国〔兵庫森林管理署〕 県〔農政環境部、県民局〕 市町〔市長会、町村会〕 森林所有者〔県林業協会、兵庫みどり公社〕 林業事業者〔県森連、素材生産業代表〕 木材産業界〔県木連、加工流通業代表〕 建築関係事業者〔県建築士事務所協会、ひょうご木の匠代表〕 その他事業者〔教育、福祉関係者代表〕 県民〔ボランティア団体代表〕 県産木材供給促進協議会代表

「ひょうごの木」利用拡大地域協議会	
取組内容	①各地域の実情に応じた木材利用促進のための協議・調整 ②管内市町への指導
構成員	市町他各県民局(センター)の課題、目標に応じて構成

## 〈建築用材の利用推進〉

① 県産木造住宅建築促進部会	
取組内容	住宅への県産木材の利用を促進するための目標設定と課題を検討
構成員	県〔林務課、住宅政策課〕 市町〔住宅助成制度がある市町〕 木材産業界〔県木連、県産木材供給部会〕 建築関係事業者〔ひょうご木の匠、県建築士事務所協会〕

② 木造・木質化推進部会	
取組内容	①木造・木質化の情報交換と推進方策、課題を検討 ②市町職員との意識付けと民間施設への普及方策を検討
構成員	県〔公共施設等木材利用推進会議〕 市町〔木造施設の建築実績・計画がある市町〕 木材産業界〔県木連、県産木材供給部会〕 建築関係事業者〔県建築士事務所協会〕 その他事業者〔教育・福祉関係団体〕

## 〈燃料用材の利用推進〉

③ 木質バイオマス燃料供給部会	
取組内容	燃料用木材の生産状況、ストック状況等の情報交換及び長期的な安定供給のあり方を検討
構成員	県〔林務課〕 市町〔発電所、木の駅がある市町〕 森林所有者〔県林業協会、兵庫みどり公社〕 林業事業者〔県森連、be材等供給協議会代表、西播磨地域木質バイオマス安定供給協議会代表〕

④ 木育活動推進部会	
取組内容	木育キャラバン、イベント等を活用した、暮らしにおける多様な木材利用の普及啓発のあり方を検討
構成員	県〔林務課〕 市町〔木育に関心のある市町〕 木材産業界〔木づかい協議会〕 その他事業者〔県私立幼稚園協会、県保育協会〕



#### 4 目標

取組内容	目標項目	現状(H26)	目標(H32)
(1) 県産材の 安定供給の推進	県内年間素材生産量	316 千m <sup>3</sup>	430 千m <sup>3</sup>
	低コスト原木供給団地数（累計）	202 団地	350 団地
	林内路網延長（累計）	1,207km	1,950km
(2) 県産木材の 加工流通体制の整備	県内製材工場の製品出荷量 （外材除く）	97 千m <sup>3</sup>	110 千m <sup>3</sup>
	兵庫木材センターの原木取扱量	162 千m <sup>3</sup>	※180 千m <sup>3</sup>
(3) 県産木材の 利用促進	県産木材利用木造住宅建築戸数	1,011 戸	1,100 戸
(4) 木質バイオマスの 利用促進	木質バイオマス発電用燃料供給量	64 千m <sup>3</sup>	170 千m <sup>3</sup>
(5) 県産木材の利用を 通じた森づくりの推進	間伐実施面積	3,754 ha	6,020 ha
	広葉樹林整備面積（累計）	1,498 ha	3,050 ha
(6) 人材の育成	林業新規就業者数（累計）	96 人	290 人

「ひょうご農林水産ビジョン2025」及び「兵庫県地域創生戦略」の成果指標項目等により設定。

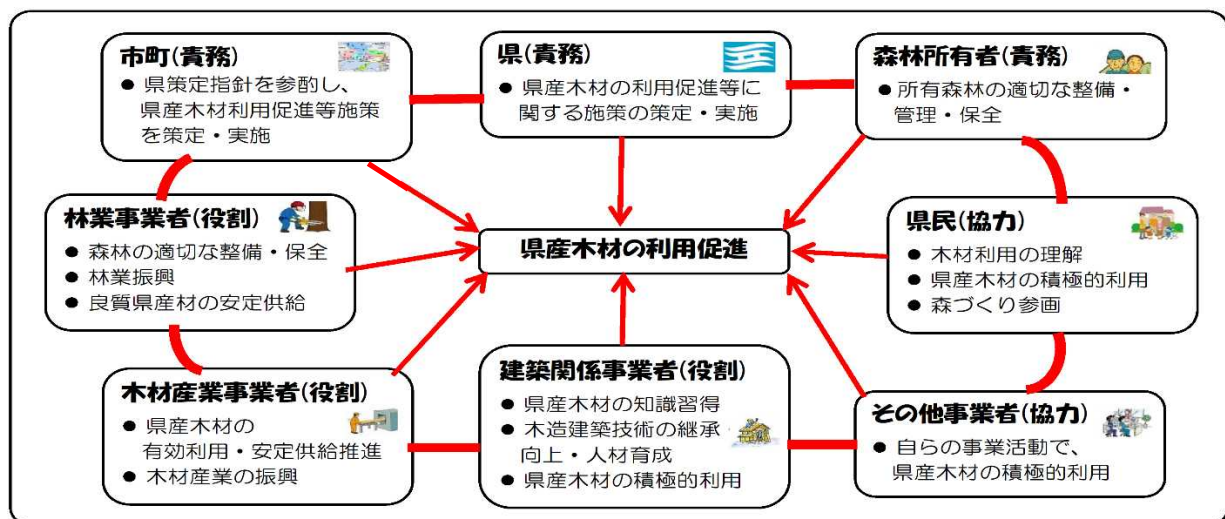
※ 兵庫木材センターの事業計画では、毎年度の原木取扱量は126千m<sup>3</sup>としているが、今後の木材需要の増加に対応するため、この指針では目標を180千m<sup>3</sup>とした。

### 第3 県産木材の利用及び供給の確保に関する基本的事項

#### 1 全ての関係者による主体的な取組

- (1) 県や市町は、自ら率先して県産木材の利用促進等を図るとともに、全ての関係者が主体的に行動し、連携して県産木材の利用及び供給の確保に取り組めるよう施策による支援を行う。
- (2) 森林所有者は、県産材の供給のため、率先して所有する森林の適切な整備及び管理、保全を行う。
- (3) 林業事業者及び木材産業事業者、建築関係事業者は、自らの事業活動を通じて、県産木材の利用促進等が図られるよう主体的な取組を行う。
- (4) その他事業者及び県民は、自らの活動において、県産木材の積極的な利用に努めるものとする。

#### 関係者の責務・役割・協力



#### 2 関係者への周知・普及

県及び市町は、関係者と連携し、県産木材を建築用から燃料用まで余すところなく利用することの重要性やそれに係る施策展開について広く情報発信し、県産木材の利用に理解が深まるよう、周知・普及に努める。

## 第4 県産木材の利用促進等に関する必要な事項

### 1 施策の体系

取組項目	取組内容	主体的に行動する関係者					
		県・市町	森林所有者	林業事業者	木材産業者	建築関係事業者	その他事業者
(1) 県産材の安定供給の推進	ア 森林施業の集約化	○	◎	◎			
	イ 林業事業者の育成強化	○	○	◎			
	ウ 林内路網の整備支援	○	◎	◎			
	エ 高性能林業機械の導入促進	○	○	◎			
	オ 主伐・再造林の推進	○	◎	◎			
(2) 県産木材の加工流通体制の整備	ア 加工施設、流通施設等の整備への支援	○			◎		
	イ 品質や生産性の向上への支援	○			◎		
(3) 県産木材の利用促進	ア 公共施設等における県産木材の利用の推進	◎				○	◎
	イ 県産木材を使用する住宅等の建設の促進	○			○	◎	◎
	ウ 土木資材等新たな分野における利用の促進	○			○		◎
	エ 新たな建築材料の活用及び加工技術等による用途開発の推進	○			◎	◎	◎
	オ 県産木材の国内外における販路拡大の推進	○			◎		
(4) 木質バイオマスの利用促進	ア 木質バイオマス施設の製造又は利用をする施設の整備への支援	○		◎	◎		
	イ 未利用の間伐材等の供給体制の構築	○	○	◎	◎		○
(5) 県産木材の利用を通じた森づくりの推進	ア 森林の多面的機能の維持向上	○	◎	◎			
	イ 豊かな海の再生に結びつく広葉樹林等の育成への支援	○	◎	◎			○
(6) 人材の育成	ア 新規就業者の確保	○	○	◎			
	イ 次代の林業を担う人材等の育成	○	○	◎			
	ウ 現場技能者等の育成	○	◎	◎			
	エ 森林所有者や境界の確定等に必要の人材の育成	○	◎	◎			
(7) 普及啓発	ア 県産木材に関する情報の発信	◎	○	◎	◎	◎	○

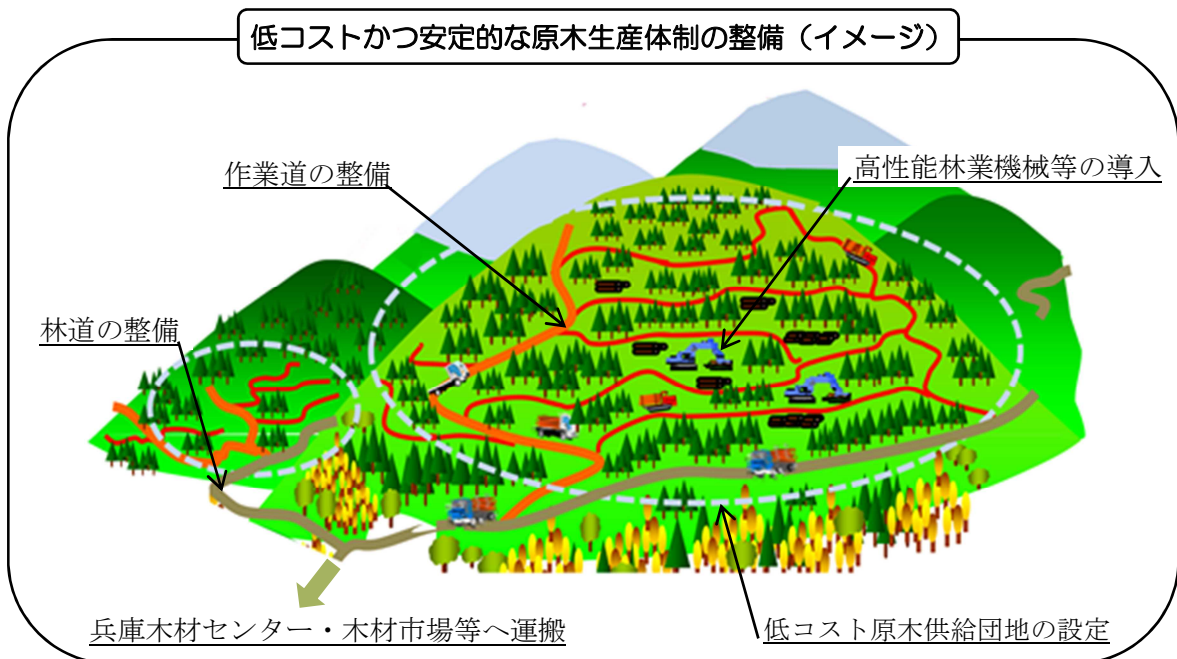
凡例 (◎) : 特に主体的に行動する関係者

## 2 施策の内容

### (1) 県産材の安定供給の推進

原木供給において、県産材の安定供給を図るため、伐採利用が可能な森林を一定規模で集約化し、路網整備と機械化を促進して、建築用から燃料用まで市場から求められる品質に応じた低コストかつ安定的な原木生産体制の整備を推進する。

また、主伐、再造林までを見据えた長期的な経営を踏まえた施業の集約化を推進するとともに、林業事業者の経営者の能力向上を図り、収益性の高い林業経営の実現をめざす。



#### ア 森林施業の集約化

個々の森林所有者ごとに小規模・分散している森林について、路網の整備や間伐、枝打ち等の施業を効率的に行うために、一定規模（概ね 50ha）を対象として集約化を図る低コスト原木供給団地を平成 32 年度までに 350 団地を設定する。

#### イ 林業事業者の育成強化

##### ① 持続可能な林業事業者の育成

間伐等を中心とする短期の施業の受託に加え、主伐、再造林までを見据えた中長期の施業プランの提案や長期の経営受託を行うなど、施業の集約化により

持続可能な林業事業者となるように育成する。

## ② 収益性の高い林業経営の推進

森林所有者の収入の増大を図るため、林業事業体において、経営者の企画立案能力の向上、森林施業プランナーの森林経営計画立案等の実践力の向上、現場技能者の伐採・路網開設等の技術力の向上を行い、収益性の高い林業経営となるよう推進する。

## ③ 既存事業体の事業拡大と新規参入の促進

今後、県産木材の需要の増大が見込まれる中、伐採から収集・運搬やチップ加工など幅広い事業展開が期待されていることから、補助事業等の活用により施設や機械導入の初期投資の負担軽減を図り、既存事業体の事業拡大に加え、林業へ新たに参入する事業体の育成や収益性の向上を図る。

## ウ 林内路網の整備支援

「新ひょうご林内路網 1,000km 整備プラン」に基づき、林道と作業道を組み合わせた団地内路網密度を 100m/ha とするため、毎年度 126km の集中的な路網開設を支援し、旧プランとあわせて平成 32 年度までに累計で 1,950km 整備する。

また、路網整備が困難な急傾斜地では架線集材を活用するとともに、林道から作業道に接続する支線林道や集積作業土場の整備など、地域の条件に応じた路網整備を推進する。

## エ 高性能林業機械の導入促進

立木の伐倒、木寄せ、枝払い、玉切り（造材）、運搬（集材）という生産工程に応じて開発された高性能林業機械の導入を促進するとともに、大径化する木材にも対応した効率的な作業システムの構築を推進する。

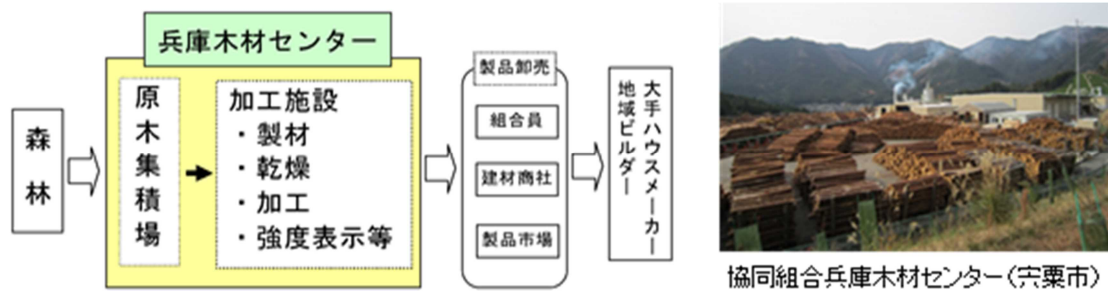
また、高性能林業機械の導入について、補助事業等や低利融資等の支援を行い経営の安定化を図る。

## オ 主伐・再造林の推進

成熟する豊かな森林資源の利用に向けた対応を関係者で協議するとともに、林業生産サイクルが円滑に循環する林業経営の実現と多面的機能の維持発揮を図るため、一定区域のすべての木を伐り出す主伐を進め、跡地に少花粉スギ等のコンテナ苗やセンダンなどの早生樹を活用した植林までを一連の作業として効率的に実施する主伐・再造林の低コストモデルを構築する。

## (2) 県産木材の加工流通体制の整備

市場から求められる品質に応じた木材の低コストかつ安定的な県産木材の供給体制の整備を推進する。



## ア 加工施設、流通施設等の整備への支援

(協)兵庫木材センターが取り組む、山元からの原木直送による流通の合理化、少品目大量生産による加工・流通コストの低減、乾燥の徹底や強度計測等による品質の確保等を補助事業等で支援し、品質、価格、供給力で外国産材や他府県産材に対して競争力を備えた県産木材製品の供給体制のさらなる強化を図る。

また、中小規模製材工場等に対しても、加工施設、流通施設等の整備について、補助事業等や低利融資等の支援を行い経営の安定化を図る。

## イ 品質や生産性の向上への支援

中小規模製材工場等では、JAS取得や乾燥機導入などによる品質管理の高度化を図るとともに、多品目少量生産による多様なニーズに応じた木造住宅部材や

内装材等の供給体制の確立を図る。

### (3) 県産木材の利用促進

県産木材の利用を促進するため、公共施設等の木造・木質化の推進や木造住宅における県産木材のシェア拡大、新たな分野での木材利用や新たな建築材料・加工技術等による用途開発を行うほか、国内外においても販路拡大への取組を推進する。



公共施設における木造化  
(県立尼崎総合医療センター 院内保育所(尼崎市))



県産木材を使用した木造住宅(神戸市)

#### ア 公共施設等における県産木材の利用の推進

県における公共建築物等木材利用促進方針及び各市町における木材利用促進方針に基づき、県及び市町の公共建築物や民間事業者の教育施設・福祉施設等の木造・木質化を推進する。

#### イ 県産木材を使用する住宅等の建設の促進

##### ① 工務店グループとの協働

住宅への県産木材利用を促進するため、県産木材を使用した木造住宅建築に取組む工務店グループと協働し、住宅展示・相談会を通じて県産木材利用木造住宅特別融資制度や県産木材の利用意義等をPRするとともに、県産木造住宅の建築促進を図る。

##### ② 県民等の意識醸成

住宅の建築を検討している県民等を対象に、県産木造住宅ができるまでの「木

材生産を通じた森づくり、流通、加工、建築」の工程の現地見学会や県産木材に関する情報提供を実施し、県産木材の利用意識を高めるとともに、参加者と工務店とのマッチングにより、協働して県産木造住宅の建築促進を図る。

### ③ 但馬テイポス等の活用

県産木材の J A S 製品や県森林林業技術センターが開発した高強度の梁・桁接合技術「Tajima TAPOS」(以下「但馬テイポス」という。)の利用促進を図る。



## ウ 土木資材等新たな分野における利用の促進

木材利用促進方針に基づき、県産木材を使用したコンクリート型枠用合板など公共工事での県産木材利用を促進する。

## エ 新たな建築材料の活用及び加工技術等による用途開発の推進

### ① C L T の活用促進

新たな木質建材である C L T (直交集成板) について、兵庫県林業会館をモデルとして、従来、金属やコンクリート等の資材が用いられてきた中高層建築物や都市部の建築物での新たな用途開拓を推進する。



兵庫県林業会館 完成予想図 (神戸市)

### ② 横架材としての県産スギ材の需要拡大

但馬テイポスのプレカット工場への技術提供や強度性能試験データに基づいた横架材の断面寸法を明確化したスパン表の工務店や設計事務所などへの普及などにより、従来、外材の利用が中心であった在来軸組工法による木造住宅の梁・桁などの横架材として県産スギ材の需要の拡大を推進する。

### ③ 防火地域等での木材利用

防火地域等で木材利用が低位であった建築物での、県産木材を利用した耐火



部材等の活用の方向性を調査・研究するとともに、不燃内装材等の用途開発を推進する。

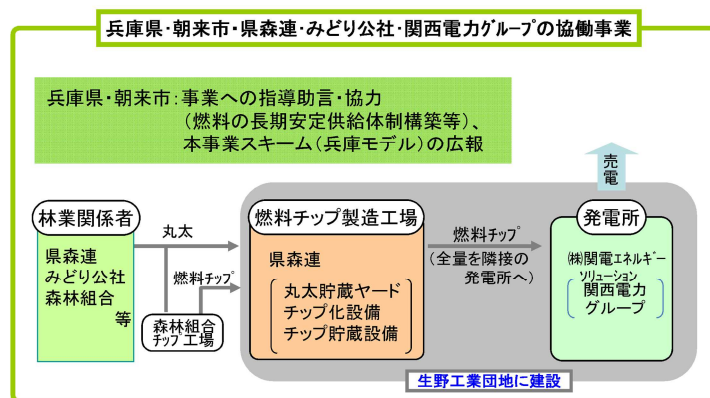
## オ 県産木材の国内外における販路拡大の推進

住宅用木材の需要増加が見込まれる海外市場をターゲットに、付加価値の高い木材製品の輸出や住宅建築部材の供給と現地での施工を一体的に行う「材工一体型」の輸出の可能性調査など、木材製品の輸出に向けた取組を推進する。

また、都市部で開催される展示会へも積極的に参加し、木材製品の販路拡大を推進する。

### (4) 木質バイオマスの利用促進

木質バイオマスの利用を促進するため、施設整備への支援を行うとともに、未利用の間伐材等の収集、運搬、加工及び流通に係る経費を縮減して安定的に供給する体制を構築する。



木質バイオマス事業（朝来市）

## ア 木質バイオマスの製造又は利用をする施設の整備への支援

林地残材等の未利用木材や広葉樹等を木質バイオマス資源と捉え、薪やペレット、チップ等を利用するストーブやボイラー、木質バイオマス発電施設での燃料として有効活用を図るため、木質バイオマスを製造又は利用をする施設の整備等について、補助事業等や低利融資等の支援を行い経営の安定化を図る。

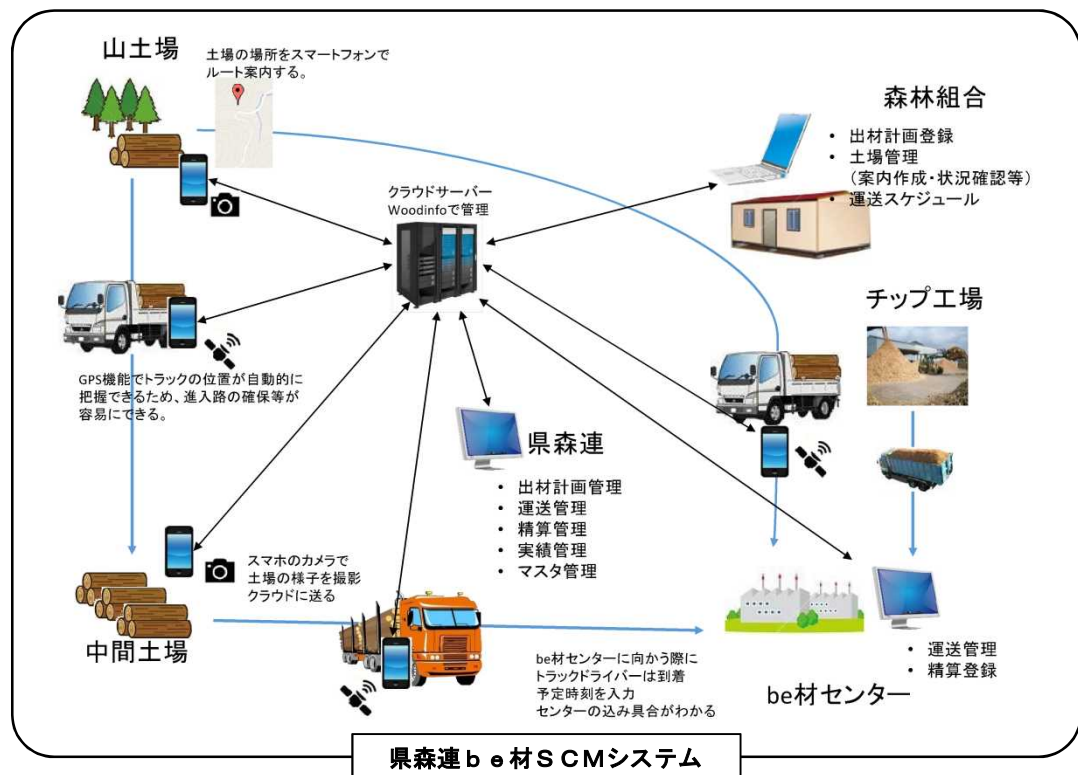
## イ 未利用の間伐材等の供給体制の構築

### ① 山土場整備と輸送コストの低減

木質バイオマス発電施設等へ未利用木材を安定的に供給するため、林業事業体に対して、効率的な収集・運搬システムの普及や山土場の整備への支援により、輸送コストの低減などを促進する。

### ② サプライチェーンの構築

林業事業体における未利用の間伐材等の生産情報と木材産業事業者等の需要情報を集約化し、関係者間での情報共有を図ることによりサプライチェーンを構築し、収集、運搬、加工及び流通に係る経費の縮減に対応した木材供給の円滑化を推進する。



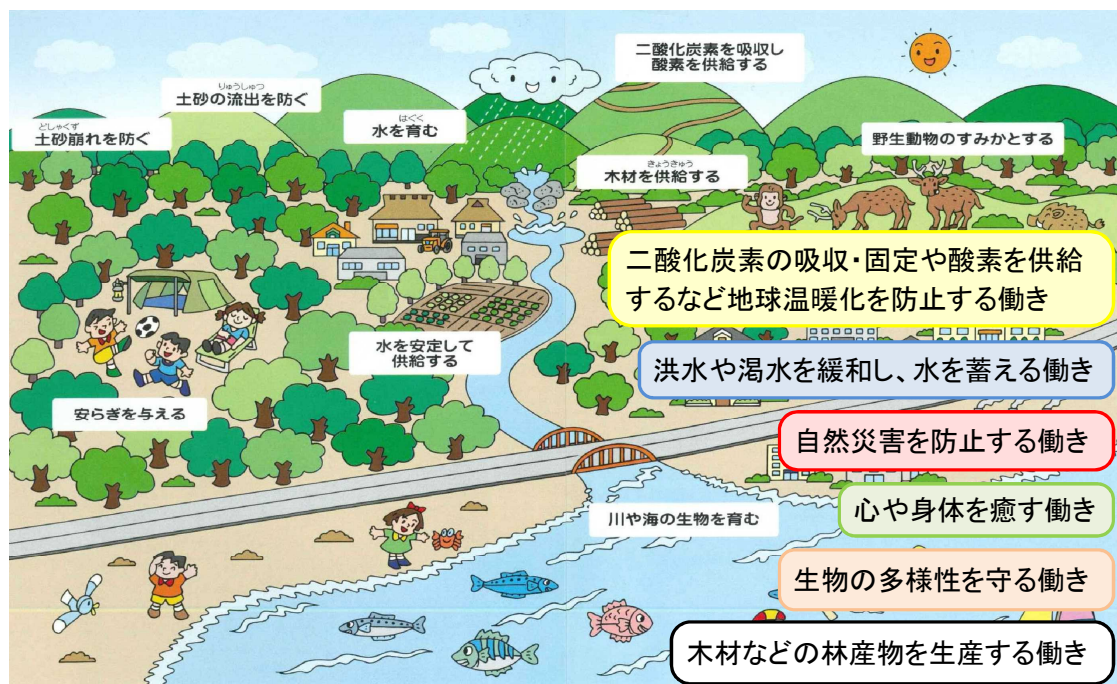
### ③ 収集・運搬システムの構築

小規模森林所有者や森林ボランティアなどの多様な担い手の木材生産意欲を喚起するため、各地域に未利用木材の集積基地を整備するなど、未利用木材の収集・運搬システムの構築を推進する。

## (5) 県産木材の利用を通じた森づくりの推進

森林の多面的機能の維持向上のため、県産木材利用を進め、持続的な林業経営による森づくりや県民の参画を主とした森づくりを長期的な視点に立って進める。

また、陸から海への栄養塩等の供給を促し豊かな海の再生に結びつく広葉樹林等の育成への取組を支援する。



森林の持ついろいろな働き

### ア 森林の多面的機能の維持向上

#### ① 県民全体で森林を支える仕組み

スギ・ヒノキ人工林の公的支援による間伐など森林の管理を徹底することにより、土砂災害防止機能や水源かん養機能等の公益的機能や木材生産機能など森林が有する多面的機能の維持向上を図るほか、ボランティア団体、



地域住民による森林整備（加古川市）

NPO法人、社会貢献（CSR）活動に関心の高い企業など多様な主体による森づくり活動と併せ、県民全体で森林を支える仕組みのさらなる充実を図る。

## ② 森林の防災機能等の強化

森林の防災機能の強化を図る災害に強い森づくりを推進するとともに、花粉発生源対策として少花粉のスギ、ヒノキ苗の育成、活用を図る。



間伐材を利用した土留工（養父市）

## イ 豊かな海の再生に結びつく広葉樹林等の育成への支援

奥地等の高齢人工林をパッチワーク状に伐採し、跡地に広葉樹を植栽することで、野生動物の生息環境や、山地災害防止等の森林の持つ公益的機能を高度に発揮する多様な森林へ誘導するとともに、森林から海へ栄養塩等の供給を促し豊かな海の再生につなげる。

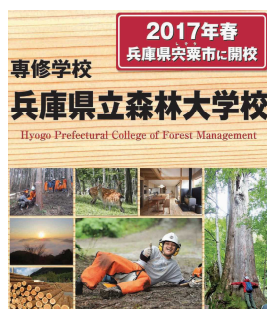


針葉樹林と広葉樹林の混交整備（宍粟市）

## （6）人材の育成

林業事業者において、森林施業プランナー、現場技能者の能力向上を図り、収益性の高い林業経営の実現をめざす。

また、県立森林大学校において、林業・木材産業事業の即戦力となる新規就業者の確保・育成を推進する。



チェーンソーでの伐木作業



林内運搬車の運転実習

## ア 新規就業者の確保

林業労働力確保支援センター等と連携して、中高生の林業体験や若者等を対象にした就業向けのガイダンス、就業前研修などの実施によって、新規就業者の確保を推進する。

## イ 次代の林業を担う人材等の育成

県立森林大学校において、次代の林業を担う人材の養成や森林に関わる幅広い人材等の育成を推進する。

## ウ 現場技能者等の育成

熟練技能者によるOJT研修などを通じて労働の安全性に関する知識やコストを勘案した施業技術を習得した優秀な現場技能者を育成するとともに、高い技術を有する森林施業プランナーや森林総合監理士（フォレスター）など技術者の習熟レベルに応じた人材育成を推進する。

## エ 森林所有者や境界の確定等に必要の人材の育成

現場技能者等に対し、地籍調査等に関する技術・知識の習得を支援し、森林所有者の把握や境界の確定等に必要の人材の育成を推進する。

## (7) 普及啓発

県産木材の利用を促進するため、ひょうご木材フェア、ひょうご森のまつり等のイベントや子どもの頃から、木製玩具や遊具に触れて、木の良さを感じ、木に親しんでもらうことを目的とした木育キャラバンを通じ、暮らしにおける多様な木材利用の普及啓発を推進する。



ひょうご木材フェア（神戸市）



ひょうご森のまつり（多可町）



木育キャラバン（川西市）

## **ア 県産木材に関する情報の発信**

県産木材を利用した玩具や家具、建具、木製学習机、調度品など、暮らしにおける多様な木材利用を提案するとともに、県民の意識醸成や県産木材を利用する関係者の共通理解を深めるための取組を進める。

また、木材に触れる活動、木材で創る活動、木材と私たちの生活の関わりを知る活動を通じて、豊かな暮らし、社会、そして森づくりに貢献する人を育む「木育」の推進や森林・林業が有する CO2 の削減や水源涵養機能などの多面的機能に関する様々な情報の発信を推進する。

## **(8) 市町に対する支援**

県と市町が適切な役割分担の下、連携協力して市町による県産木材の利用促進に関する施策の策定及び実施を行うため、各市町の森林資源の状況、木材利用に係る補助事業、森林・林業に係る制度の制定改廃などの情報の提供や技術的な助言などを支援する。

## **ア 情報の提供等**

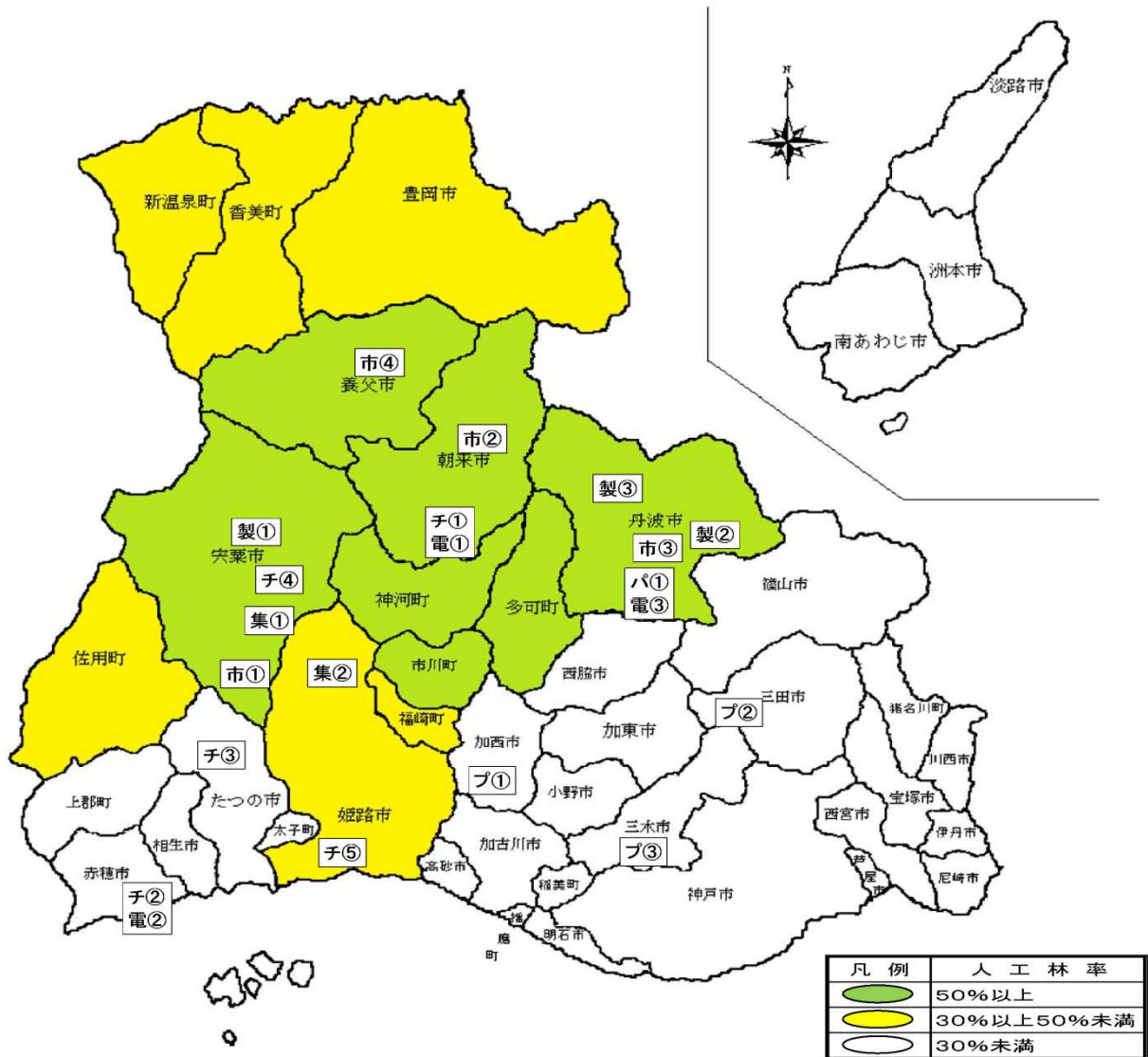
市町が主体的に県産木材利用に取り組めるように、市町職員を対象に県産木材利用の意義を理解させるとともに、県産木材利用の能力向上を図るための研修会等を行うほか、県産木材利用に関する情報を提供する。

**(附則)** この指針は、平成 30 年 3 月 19 日に制定する。

《参考》 第4 県産木材の利用促進等に関する必要な事項（施策）の取り組み状況

指 針	項 目	主な施策（太字：平成30年度新規施策）
(1) 県産材の安定供給の推進	ア	森林施業の集約化 低コスト原木供給団地の設定（森林整備地域活動支援助交付金）
	イ	林業事業者の育成強化 県立森林大学校研修科
	ウ	林内路網の整備支援 新ひょうご林内路網1,000km整備プランによる整備（林道事業、造林事業等）
	エ	高性能林業機械の導入促進 森林資源活用システム整備事業 森林林業緊急整備事業（高性能林業機械整備） 林業施設貸与事業
	オ	兵庫県産木材利用促進特別融資事業（高性能林業機械等導入促進資金）
(2) 県産木材の加工流通体制の整備	オ	<b>主伐・再造林の推進</b> <b>(新) 主伐・再造林の低コストモデルの構築</b> 林業構造改善事業 森林林業緊急整備事業（木材加工流通施設整備） 兵庫県産木材利用促進特別融資（県産木材利用促進資金） 林業振興資金利子補給事業 木材産業等高度化推進事業 林業構造改善事業（木の香るまちづくり事業） 兵庫県産木材利用木造住宅特別融資事業
	ア	加工施設、流通施設等の整備への支援
	イ	品質や生産性の向上への支援等
	ア	公共施設等における県産木材の利用の推進
	イ	県産木材利用住宅等の建築促進《県民向け》
	ウ	県産木材利用住宅等の建築促進《工務店向け》
	エ	土木資材等新たな分野における利用の促進
	エ	新たな建築材料の活用及び加工技術等による用途開発の推進
	オ	県産木材の国内外における販路拡大の推進
	ア	木質バイオマスの製造又は利用を促す施設整備への支援
(4) 木質バイオマスの利用促進	ア	木質バイオマスの製造又は利用を促す施設整備への支援 兵庫県産木材利用促進特別融資事業（木質バイオマス燃料安定供給促進資金） バイオマスヤード整備事業
	イ	未利用の間伐材等の供給体制の構築
(5) 県産木材の利用を通じた森づくりの推進	ア	森林の多面的機能の維持向上 森林管理100%作戦（造林事業等）、災害に強い森づくり事業
	イ	豊かな海の再生に結びつく広葉樹林等の育成への支援 針葉樹林と広葉樹林の混交整備事業、野生動物共生林 広葉樹林化促進パイロット事業
(6) 人材の育成	ア	新規就業者の確保 林業労働力確保対策事業
	イ	次代の林業を担う人材等の育成 林業就業促進資金貸付事業
(7) 普及啓発	ウ	現場技能者等の育成 県立森林大学校専攻科
	エ	森林所有者や境界の確定等に必要人材の育成 県立森林大学校研修科
(8) 市町に対する支援	ア	県産木材に関する情報の発信《教育機関向け》 暮らしの中に木材を取り入れる運動推進事業
	イ	県産木材に関する情報の発信《県民向け》 <b>(新) 「ひょうごの木」利用拡大事業（「ひょうごの木」利用拡大シンポジウム）</b> <b>(新) 「ひょうごの木」利用拡大事業（「ひょうごの木」普及促進事業）</b> 情報の提供や技術的な助言や研修を実施

## 県内の人工林分布及び原木生産量、木材関連の加工流通施設等一覧



### 平成28年度 原木生産量（燃料用木材を除く）

単位:m3

全県	神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路
293,000	86	0	983	0	23,113	35,354	138,961	59,783	34,347	373
比率	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%	7.9%	12.1%	47.5%	20.4%	11.7%	0.1%

(出典:平成28年度兵庫県林業統計書)

### 主な木材関連の加工流通施設等一覧

区分	番号	名称	所在地	区分	番号	名称	所在地
木材市場	市①	(株)山崎木材市場	宍粟市	チップ工場	チ①	兵庫県森林組合連合会 バイオマスエネルギーbe材供給センター	朝来市
	市②	(株)キョウウ 和田山木材市場	朝来市		チ②	(株)コウエイ 赤穂工場	赤穂市
	市③	(協)丹波林産振興センター	丹波市		チ③	(株)コウエイ 新宮工場	たつの市
	市④	(株)八鹿木材市場	養父市		チ④	(株)バイオマスエネルギー	宍粟市
製材所	製①	(協)兵庫木材センター	宍粟市		チ⑤	ハリマ産業エコテック(株)	姫路市
	製②	(株)オーケンウッド	丹波市	パルプ工場	パ①	兵庫パルプ工業(株)	丹波市
	製③	(株)木栄	丹波市		木質 バイオマス 発電所	電①	(株)関電エネルギーソリューション (朝来バイオマス発電所)
集成材 工場	集①	衣笠木材(株)	宍粟市			電②	(株)日本海水(赤穂木質バイオマス発電所)
	集②	(株)大野製材所	姫路市	電③		バルテックエナジー(株) (5号バイオマス発電設備)	丹波市
プレカット 工場	プ①	ヨドブレ(株)	加西市				
	プ②	(株)岡本銘木店 三田工場	三田市				
	プ③	(株)南商店 三木工場	三木市				